

一般社団法人こころ館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人こころ館と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

② 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本と発展途上国において、心の教育に関わる啓発・推進及び支援事業を、学校教育機関を含め地域社会で幅広く行い、子どもから大人までが自分らしく心豊かに生きることができる学びの機会を提供し、もって国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 発展途上国等での人道的援助、教育、生活援助等に関する事業
- (2) 生涯学習や学校内道徳教育に関わる事業
- (3) 学習会やセミナー等を通じた心の平和の啓発及び推進に関する事業
- (4) 活動に関わる情報提供、助言及び親睦を図る交流事業
- (5) 前各号に附帯する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

②当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、法令の定める理由のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が6か月分以上されなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 社員総会の開催

(社員総会の開催時期)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(社員総会の招集権者)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

②代表理事に事故があるときは、社員総会において、あらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。各社員は、各1個の議決権を有する。

第4章 理事・監事

(役員の設定)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 3名以内

(監事の選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の制限)

第15条 理事のうちには、それぞれの理事について、当確理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の3親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資金によって生計を維持している者。
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

②任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者または在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第17条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

②任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者または在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 18 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 19 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 20 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 21 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 22 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを京都市に贈与するものとする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 26 年 3 月末日までとする。

(除名)

第 24 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(設立時役員等)

第25条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	松原明美
設立時理事	松原明美
設立時理事	ガユーナ・亜弥迦
設立時理事	黄瀬重義
監事	SISOWATH KANTIRETH

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第26条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

設立時社員 氏名 松原明美
住所 607-8151 京都市山科区東野竹田1番地114

設立時社員 氏名 吉田五月
住所 607-8151 京都市山科区東野竹田1番地の141

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人こころ館設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年5月25日

設立時社員 松原 明美 

設立時社員 吉田 五月 

